

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成29年9月1日

9

No. 138

今月の Q&A

相続財産は他の相続人が全て相続します。
相続放棄は必要ですか？

息子に株を渡したいと考えていますが、まだすべてを任せるのは不安です。
なにかいい方法はありませんか？



今月のお知らせ

お客様各位

平成29年9月吉日
京都税理士法人 代表社員・江後良平

第14回 京都税理士法人 チャリティーゴルフコンペのご案内

拝啓 初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恒例になりました、第14回目のチャリティーゴルフコンペを、11月に開催させていただきます。この機会に、皆様とより一層の親睦を深めたいと願っております。

どうぞ皆様お誘い合わせの上、ふるってご参加くださいます様お願い申し上げます。

敬具

日時 平成29年11月7日(火)
スタート AM 8:56~9:31 (受付 各スタート30分前まで)

会場 瑞穂ゴルフ倶楽部
京都府船井郡京丹波町大朴皿引1 TEL: 0771-86-1515

競技方法 ダブルペリア方式

賞品 優勝・準優勝・3位・5位・7位
以下 飛賞・BB賞・ベスグロ賞・ドラコン賞・ニアピン賞等

参加費用 7,000円(チャリティー2,000円を含め参加費とさせていただきます)

定員 先着12組(48名) <1社2名様まで>

- ・プレー終了後は、クラブハウスにて表彰式と、ささやかながら懇親会を用意しております。
- ※表彰式を欠席された場合、該当した賞品は、抽選にて他の出席者の方にお渡しします。
- ・プレー費は各自負担をお願い致します。(13,100円/昼食付・キャディー付)※ドリンクは別途(当日欠席の場合は、キャンセル料をご負担頂くこともあります。)

<申し込み・お問い合わせ先>

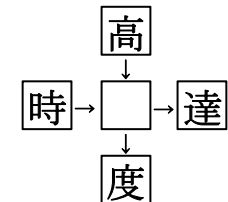
京都税理士法人(担当:北川、岡本) Email okamoto-y@ego.co.jp
TEL (075) 693-6363 FAX (075) 693-6565

今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ
作ってみましょう!
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- (①高→□ ②時→□
③□→度 ④□→達 の4つの二字熟語が出来ます。)

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.137 平成29年8月号) の解答は【集】でした。



■■■■■■ お問い合わせ ■■■■■■

Q 相続財産は他の相続人が全て相続します。
相続放棄は必要ですか？

A 借金などのマイナス財産(債務)は相続人が共同で
相続することになります。



相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に相続の単純承認、限定承認、相続放棄のいずれかを選択しなければなりません。

限定承認又は相続放棄を選択する場合には家庭裁判所で手続きをする必要があります。

相続財産が[プラス財産 < マイナス財産]の場合には、相続放棄が有効となります。相続人が父の借金などの債務を免れる方法です。もちろんプラスの財産も放棄することになります。

仮に相続人2人のうち1人がプラスの財産とマイナスの財産を全て引き受けるとする遺産分割協議が成立したとしても、マイナス財産(債務)については法定相続分に従って分割された額を負担することとされています。

債務負担については法定相続分とは違う割合で相続しても、それは各相続人の間でのみ有効となるだけで債権者には主張出来ません。

また遺言で債務承継の割合が指定されている場合であっても、その遺言に拘束されるのは相続人だけであり、債権者には主張できないこととなります。

対外的に債務負担を免れる場合には、他の相続人が債務全額を引き受けるとして債権者の承諾を得ておく必要があります(免責的債務引受契約)。

債務額が不明である場合や免責的債務引受契約を結ぶことが出来ない場合には、相続開始3ヶ月以内に相続放棄をしておく必要があります。



税理士 江後慎太郎

Q 息子に株を渡したいと考えていますが、まだ全てを任せるのは不安です。なにかいい方法はありませんか？

A 種類株を使って対応する事ができます。



「会社はすでに長男に継がせたけど、どうしても心配で…。でも、もう株式も渡してしまったからなあ」

先代の心配をよそに、後継社長も少しの失敗はしながらも経営者としての能力を高め成長していくに違いありません。もちろん小さな失敗なら笑い話で済みますが、会社の屋台骨を揺るがすようだと黙ってはいられません。

先代経営者としては、できるなら自分の力で何とか回避してあげたいところです。そんなケースを想定した種類株の一つが、「黄金株」です。黄金株は、会社の通常業務での議決権を除き、会社にとって重要な決定事項に関してのみ議決権に力を及ぼし、拒否権を発動することができる、まさに黄金の株です。

黄金株を1株発行し、通常2～3年間ぐらい後継者の後見人的な立場で、合併など会社の重要な議決にのみ介入します。

<黄金株は取り扱いに注意！>

黄金株は事業承継する際、オーナーの気持ちの整理の付け方としても役立ち、事業承継向きの株式といえます。黄金株の相続税評価額は、通常の株式と変わりません。

拒否権を発動できる事項は、あらかじめ決めておきます。会社を解散する、会社を合併させるなど、会社の屋台骨を根元から変えるようなものに限定します。

例えば「黄金株をもっている株主からの承認がなければ〇〇できない」とか、株式の定款規定なら「取締役の選任権について黄金株の株主の承認を受けなければならない」といったことを明記しておくのです。

黄金株のトラブルとしては、オーナーの死亡後行方不明だった黄金株が甥の手に渡り、後継者が慌てて買い取ろうとしたら「プレミアを付けて買い戻してほしい」と要求されることもあります。

黄金株は徹底した管理と、オーナーの死亡後は会社が買い取るといった契約を結ぶこともリスク回避には必要です。



課長 牧本